

NIVR

OECD加盟国における
障害者雇用・職業リハビリテーション対策の動向
〈各国編〉

1991年12月

障害者職業総合センター

NATIONAL INSTITUTE OF VOCATIONAL REHABILITATION

ま え が き

障害者職業総合センターは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、職業リハビリテーションに関する研究・開発、情報の提供、専門職員の養成・研修などに関する総合的な施設として日本障害者雇用促進協会によって運営されております。

このため、当センターでは、職業リハビリテーションの各領域にわたる研究・調査を広く実施するとともに、その成果を調査研究報告書その他の形で取りまとめ、関係者に提供していきたいと考えております。

本報告書は、こうした当センターの研究活動の成果の一環として、OECD加盟諸国における障害者の雇用・職業リハビリテーション対策の動向について取りまとめたものです。

この報告書が、わが国における障害者の職業リハビリテーション対策を促進する上で、広く活用されることを期待しております。

1991年12月

障害者職業総合センター

編集・執筆担当者

氏名	所属	担当部分
安井 秀作	障害者職業総合センター 企画部長	第1章～第3章 第5章～第9章
藤浪 竜哉	障害者職業総合センター 企画部企画調整室企画調整班長	第4章

目 次

はじめに

第1章 フランス

1 一般雇用の促進対策	1
(1) 「障害労働者雇用法」の沿革	1
(2) 雇用率制度の動向	2
イ 対象障害者	2
ロ 雇用率の適用	2
(3) 「障害者雇用促進基金」制度	3
2 保護雇用制度の動向	5
(1) 保護工場	5
(2) 労働援助センター	5

第2章 ドイツ

1 職業訓練・職業指導対策	7
2 重度障害者法による対策	8
(1) 重度障害者法の概要	8
(2) 1986年改正の内容	9
イ 重度障害者の定義・範囲の改正	9
ロ 重度障害者雇用促進のための特別措置の法制化	9
ハ 納付金の活用範囲の拡大	9
ニ 重度障害者代表委員の地位の向上	10
3 重度障害者雇用の動向	10
4 関連対策の動向	11

第3章 イギリス（その一）

1 雇用対策の動向	13
(1) 雇用率制度の動向	14
(2) 事業主の自主的活動の促進	16
イ 障害者援助サービスの実施	16
ロ 障害者雇用適正実施基準の公表	16

ハ	障害者雇用奨励賞	16
(3)	雇用リハビリテーションセンターの動向	17
イ	A S S E T の運営	18
ロ	新しい戦略	19
(4)	関連施策の動向	20
イ	職場適応訓練制度	20
ロ	施設・設備改善助成制度	20
ハ	障害者に対する援助措置	20
2	保護雇用制度の動向	21
(1)	保護雇用の現状	21
(2)	一般雇用への移行促進	22
第4章 イギリス (その二)		
1	雇用率制度の運用をめぐる問題	25
(1)	制度の厳格な運用	25
(2)	法定雇用率の引き下げ	26
(3)	登録奨励策の導入	26
2	雇用率制度の代替策をめぐる議論	26
(1)	納付金・助成金システム	27
(2)	差別禁止法の制定	27
(3)	一般法による雇用義務	28
(4)	会社法の要件強化	28
3	まとめ	29
第5章 スウェーデン		
1	一般法にみられる障害者関係の規定	31
(1)	雇用促進法及び雇用保障法	31
(2)	労働環境法	32
2	障害者雇用促進のための特別措置	32
(1)	雇用可能性評価センター	32
(2)	補助金付雇用制度	33
(3)	作業補助具などの援助	33
3	保護雇用の動向	34

第6章 ノルウェー

1 一般雇用の促進と安定	35
(1) 労働環境法	36
(2) 一般雇用の促進措置	37
イ 賃金補助制度による雇用の促進	37
ロ 職業紹介サービスなどの充実	37
ハ 職業準備訓練の充実	38
2 保護雇用の動向	38
(1) 保護工場	38
(2) 公的セクターにおける保護雇用	39
3 関連対策の動向	39

第7章 オランダ

1 労働環境法	41
2 障害者雇用法	42
(1) 障害者雇用義務	42
(2) 施設・設備改善その他の措置	43
(3) 障害者雇用法の見直し	44
3 保護雇用の動向	44

第8章 オーストラリア

1 障害者サービス法の理念	47
(1) 法の位置づけ	48
(2) 基本的な理念	48
(3) サービスに関する規定	49
2 障害者サービス法による措置	50
(1) リハビリテーションサービス	50
イ 雇用促進	50
ロ 施設・設備改善補助金	50
ハ 賃金補助	51
ニ 職場適応訓練	51
(2) 保護雇用の動向	51
イ 総合雇用・訓練サービス	51
ロ 援助付雇用サービス	52

ハ	再編整備の促進	52
第9章	アメリカ	
1	障害者の動向	55
(1)	国勢調査	55
(2)	ICD調査	56
2	職業リハビリテーションサービスの变化	56
(1)	援助付雇用制度	57
イ	新しい方式の特徴	58
ロ	実施指針とプログラム	58
ハ	援助付雇用の効果	59
(2)	事業主援助策などの充実	60
イ	企業との連携による訓練計画	60
ロ	作業環境改善ネットワーク	61
ハ	リハビリテーション機器情報データベース	61
(3)	雇用支援関係団体	61
イ	全米精神薄弱者協会	61
ロ	電子産業財団	62
ハ	てんかん基金	62
ニ	グッドウィル・インダストリーズ	62
ホ	メインストリーム	62
ヘ	全国リハビリテーション協会	62
ト	全国盲人連盟	62
3	関連対策の動向	63
(1)	電子機器へのアクセシビリティ	63
(2)	障害をもつアメリカ国民法	64

はじめに

わが国をはじめ、世界各国の障害者雇用・職業リハビリテーション対策は、1981年の「完全参加と平等」をテーマとする国際障害者年以降、理念的にも、また、現実の政策手段についても大きく変わりつつある。このような時期にあつて、OECD（経済協力開発機構 Organization for Economic Co-operation and Development）（注1）の雇用、労働、社会問題委員会（Employment Labour and Social Affairs Committee）（注2）は、1988年4月、加盟各国の障害者、特に障害者を労働市場へ統合（integrate）し、その雇用を維持するための政策手段を評価することを目的として、加盟国の専門家による会議（Manpower Measures Evaluation Programme（第12バネル））を設置することを決定した。

専門家会議は、1989年11月及び90年5月、パリにおいて開催され、各国が提出した報告書を基礎として最新時点での対策と問題についての共通理解を得ながら討議が深められた。その後、事務局によって作成された報告書についてさらに討議が重ねられ、結果は、「Employment Policies for People with Disabilities」としてOECDより公表される予定となっている。同報告は、障害者を社会に統合するに当たっての共通的な問題とこれに対応するために加盟各国で講じられている主要な施策の現状と今後の方向を記述したものとなっているが、ここでは、各国がOECDに提出した報告書に基づいて、その主要な動向を簡潔に取りまとめ、OECD報告書の理解促進に資することとした。

各国の障害者雇用・職業リハビリテーション対策は、それぞれの国の歴史的、文化的背景を基礎として発展してきていることから、その方法論は、必ずしも同一ではない。しかしながら、そのような差異を前提としても、障害者の雇用・職業問題は、人間の尊厳に係わる基本的な問題故に、各国の報告は、わが国の今後の対策の展開に大きな示唆を与えてくれるとみられる。

わが国においても、国連障害者の10年の終期を迎えるにあたって、「障害者職業総合センター」を中核とする職業リハビリテーションサービスの実施体制の強化などの措置が講じられたが、さらに、新たな視点に立って、障害者の職業・雇用問題の抜本的な解決策が構築されなければならない時、本報告が、関係者の研究推進に資するものとなることを期待する。

なお、取りまとめは、OECD専門家会議に出席し、関係資料を入手した安井 秀作（総合センター企画部長）が担当したが、イギリス（その二）については、その後、イギリス政府から入手した資料に基づいて、藤浪 竜哉が担当した。

また、アメリカについては、「障害をもつアメリカ国民法」の制定を忘れることができないが、全国コロニー協会事務局次長 久保 耕造氏がすでに「職リハネットワーク」（'90.10.N0.10）ほかに詳細を報告しているので、ここでは割愛した。

(注1) 1961年9月に発足、その目的は、①最高の持続的経済成長と雇用の増大並びに生活水準の向上、②発展途上国の援助、③多角的かつ無差別な基礎に立った世界貿易の拡大にあり、これらの目的を達成するために加盟各国の情報交換、コンフロンテーション（加盟各国間の政策の調整を行うにあたり、関係者が直接に協議しつつ相互に検討しあう方式）、共同研究や協力が行われる。

(注2) OECD主要委員会の一つで、雇用、労働問題及びこれに密接な関連をもつ、社会問題を処理することを目的とするもので、①加盟各国の雇用、労働政策に関する国別検討、②労使関係、労働市場の問題及び対策の検討などを行う。